

令和3年度（4月） 第1回浜北区協議会 次第

日時：令和3年4月22日（木）午後1時30分から

会場：浜北区役所 大会議室（なゆた・浜北3階）

1 開 会

2 議 事

(1) 協議事項

浜松市消防団浜北区支団の再編について **【資料1】**

(2) 報告事項

ア 令和2年11月以降の行政区再編の協議の経緯について **【資料2】**

イ 令和3年度浜松市浜北区区政運営方針について **【資料3】 ※当日配布**

3 その他

(1) その他

(2) 次回開催日程について

4 閉 会

第9号様式

区 協 議 会

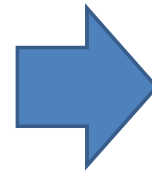
区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	浜松市消防団浜北区支団の再編について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>背景：消防分団は、地域に密着した組織であるため、自治会区域や小中学校区を管轄区域としている分団が、大半を占めている。浜北区支団の分団管轄は、小中学校区を分割した区域を管轄としているため、新入団員を確保するにあたり、地域コミュニティーを活用した入団促進が困難な状況にある。</p> <p>経緯：令和2年度浜北区支団の団員数が令和元年度から5%減少したことを受け、浜北区支団内に分団再編委員会（委員長：副支団長、委員：各分団2、3人）が発足し、将来にわたり持続可能な浜北区支団のあり方について検討を行い、分団組織の再編について浜北区支団から提案があった。</p>				
対象の区協議会	浜北区協議会				
内 容	<p>浜北区支団の再編について内容を説明するとともに協議するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度から、現在の学校区を分割した町字等の括りで管轄する9個分団を中学校区で管轄区域を分けた5個分団へ再編する。 現状の9施設、9消防車両を維持し、消防力の低下を招かない措置を講ずる。 団員の配属は、令和3年度に在籍する団員の居住地等の状況を鑑みて調整していく。 再編に向け「浜松市消防団に関する規則」の一部を改正する。 実施時期：令和4年4月1日 				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	消防総務課	担当者	鈴木 将宏	電話	475-7523 (内線 2682)

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜北区支団再編案

(現)

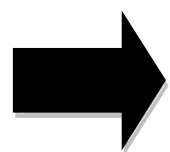
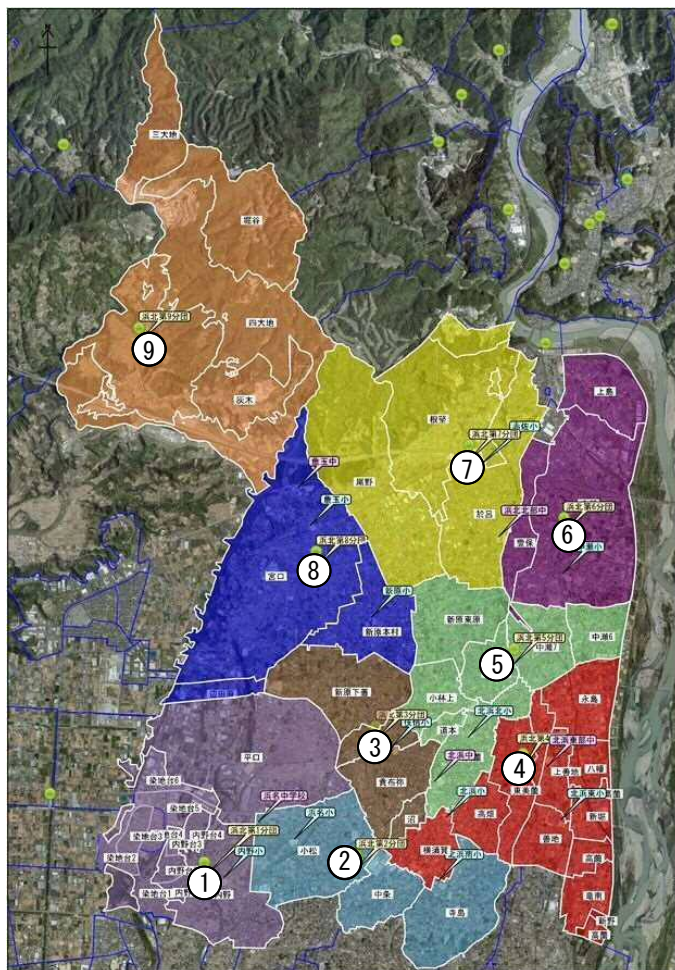
分団名(所在地)	管轄区域	車両数	定数
支団本部(西美園)	浜北区	-	20
浜北第1分団(内野)	内野 内野台一丁目 内野台二丁目 内野台三丁目 内野台四丁目 平口 染地台一丁目 染地台二丁目 染地台三丁目 染地台四丁目 染地台五丁目 染地台六丁目	1	20
浜北第2分団(小松)	寺島 中条 小松	1	20
浜北第3分団(小林)	沼 貴布祢 小林の一部 新原の一部	1	20
浜北第4分団(東美園)	横須賀 高畑 東美園 油一色 善地 高園 竜南 新野 新堀 八幡 永島 上善地	1	20
浜北第5分団(本沢合)	西美園 本沢合 道本 小林の一部 中瀬の一部 新原の一部	1	20
浜北第6分団(中瀬)	上島 中瀬の一部 豊保 西中瀬一丁目 西中瀬二丁目 西中瀬三丁目	1	20
浜北第7分団(於呂)	於呂 根堅 尾野	1	20
浜北第8分団(宮口)	宮口 新原の一部	1	20
浜北第9分団(大平)	大平 堀谷 灰木 三大地 四大地	1	20
計		9	200



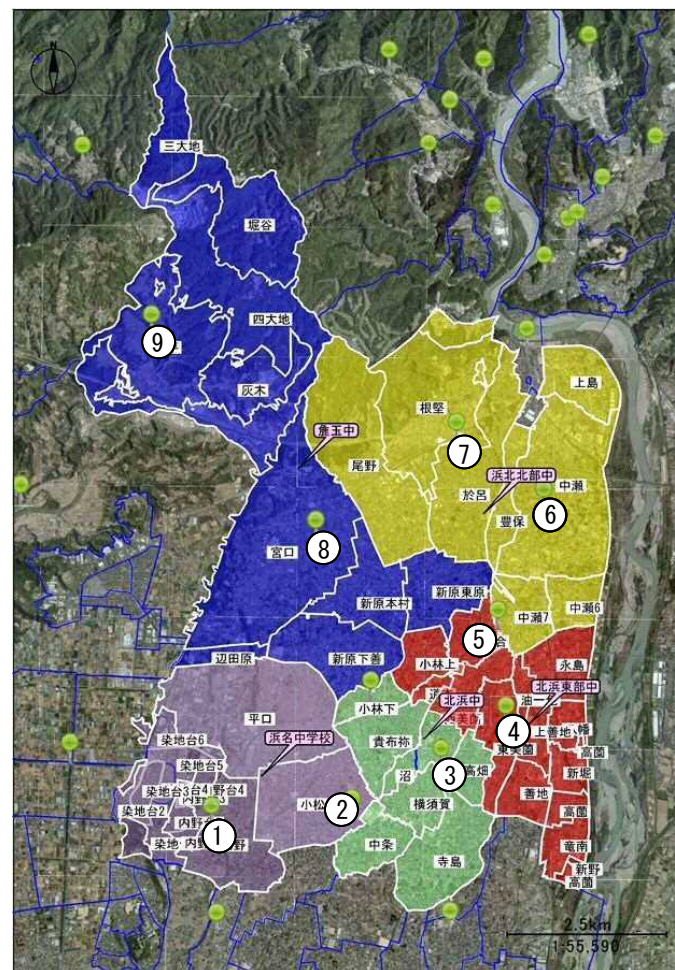
(案)

庁舎(所在地)	管轄区域	車両数	定数	
支団本部(西美園)	浜北区	-	20	
浜北第1分団(内野) 浜北第2分団(小松)	浜名中学校区	2	180	
新浜北第3分団(横須賀)	北浜中学校区	1		
浜北第4分団(東美園) 浜北第5分団(本沢合)	北浜東部中学校区	2		
浜北第6分団(中瀬) 浜北第7分団(於呂)	浜北北部中学校区	2		
浜北第8分団(宮口) 浜北第9分団(大平)	鹿玉中学校区	2		
計		9		200

【現】浜北区支団 全9個分団管轄区域図



【新】浜北区支団 全5個分団管轄区域図



第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	令和2年11月以降の行政区再編の協議の経緯について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>背景：浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会では、行政区の再編について協議してきた。令和2年9月には市議会において、区の再編は必要との結論に至った。</p> <p>経緯：昨年10月、11月には各区協議会、各区自治会連合会において、住民投票以降の協議の主な経緯について説明した。 3月19日開催の委員会において、区割り案のたたき台として6案を決定した。</p>				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>令和2年11月以降の協議の経過と区割り案のたたき台等を報告するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の説明以降の協議の経緯 ・ 6案の選択に当たってのポイント ・ 協議事項と優先順位 ・ 協議の前提条件 ・ 区割りのたたき台案 ・ 区割り案のたたき台 				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<p>※説明者 浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会委員長・副委員長又は浜松市議会議長</p>				
担当課	調査法制課	担当者	青葉	電話	457-2477

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和2年11月以降の行政区再編の協議の経緯について

行政区再編については、令和2年9月、市議会において区再編は必要との結論に至ったことから、令和2年10月、11月にかけて、各区協議会、各区自治会連合会に住民投票以降の協議の主な経緯を説明させていただいたところです。

今回は、区割り案のたたき台として6案を決定したことから、前回の説明以降の経緯と併せ、説明するものです。

<前回の説明以降の協議の経緯>

◆令和2年11月18日

協議の進め方について協議し、協議の前提条件及び協議事項を決定

◆令和2年12月22日

協議の優先順位について協議し、優先順位を決定
(資料1)

◆令和3年1月27日

スケジュールについて協議し、条例の議決は令和5年2月定例会とすることを決定

- ・区割り案内定後、市民への意見聴取を経て区割り案決定
- ・行政区画等審議会への諮問・答申
- ・区協議会への諮問・答申
- ・条例議決

年度内に区割り案、区の数について一定の結論を出していくことを決定

◆令和3年2月26日

各会派から区割り案のたたき台として2区案から5区案までの13案が示され、天竜区の考え方、地域事情の考慮、前提条件の優先順位について協議し、次回の委員会でたたき台を選択することを決定
(資料2)

◆令和3年3月19日

各会派から13案の中からそれぞれ選択した案が示され、協議の結果、2区案で2案、3区案で2案、4区案で2案の計6案を区割り案のたたき台として選択し、今後の協議を進めていくことを決定
(資料3)

◆令和3年3月30日

各区自治会連合会、各区協議会へ11月以降の協議の経緯、たたき台6案の選択理由の説明を実施することを決定

今後の協議の進め方について協議し、次回は5月下旬に委員会を開催し、条例制定までのスケジュール等について協議することを決定

◎6案の選択に当たってのポイント

- ・2区案については、①天竜区を単独とし、独自の政策展開を担保する案と、②天竜区、浜北区、北区（一部地域を除く）を一つの区として、地域課題を共有するとともに18万人以上の人口を確保する案とした。
- ・3区案については、①天竜区を単独とし、独自の政策展開を担保しつつ、その他の区については農林水産業、観光等の特性を持つ環浜名湖地域とそれ以外の市街地・郊外地から成る地域に分ける案と、②天竜区を副都心の浜北区と合わせ、浜北区との一体感を持たせる案とした。
- ・4区案については、①天竜区を単独とし、独自の政策展開を担保しつつ、その他の区については農林水産業、観光等の特性を持つ環浜名湖地域と中区を中心とした地域、浜北区を中心とした地域に分ける案と、②市域の人口バランスを配慮して分ける案とした。
- ・天竜区については、地域特性を勘案し、2区案から4区案まで、それぞれ単独案と複合案を選択した。

※この6案は、再編後における最適な区の在り方を考える上での議論のたたき台として選択したものであり、今後はこの2区から4区までの案を基に、住民サービスや住民自治の在り方を検討し、区割り案の一本化に向けて協議していきます。

特別委員会での協議内容の詳細は、市議会ホームページを御覧ください。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/gikai/gyouseikusaihen.html>

区制度の検討についての
協議の経過



協議事項と優先順位

1 スケジュールに関すること

- ・スケジュール（区割り案決定時期、組織の再編時期、条例の制定時期など）

2 区割り案、区の数に関すること

- ・区の数
- ・具体的な区割り案

3 市民サービスに関すること

- ・市民サービスの提供体制（土木、防災、福祉、教育）
- ・適正な行政拠点配置（区役所、行政センター、協働センター）
- ・レベルを維持・向上させるため、住民サービスの新たな手法（デジタル化と組織の整合性）
- ・住民サービスの新たな手法に対するデメリット対応
- ・市民サービスの維持・向上（公共交通、土木・福祉・健康・医療関係相談体制など）

住民自治に関すること

- ・住民自治の姿（区協議会、地域協議会のあり方、協働センターのあり方、区役所の跡活用、区協議会、新しい住民自治の組織の考え方など）

4 区長権限に関すること

- ・区長の権限

5 議員定数に関すること

- ・区再編に伴う議員定数

協議の前提条件

1 区の線引きに関すること

- ・合区及び区の線引きにはこだわらない
- ・人口規模と面積を考慮する

2 区の数に関すること

- ・現行区より少ない区数とする

3 学校区・自治会に関すること

- ・原則として、学校区、地区自治会連合会は分割しない

4 市民サービスに関すること







- ・市民サービスは低下させない

5 地域特性に関すること







- ・地域の事情（特性）を考慮する

6 行財政運営に関すること

- ・人口減少、出生率の低下を考慮した行政経営、財政運営を協議する

No.	天竜区	評価・コメント等
No.8 3区 	単独	<ul style="list-style-type: none"> ・天竜区は単独区とする。 ・北区（一部地区を除く）と浜北区を一つの区とする。 ・都心エリアを中心とする地域を一つの区とする。
No.9 4区 	単独	<ul style="list-style-type: none"> ・天竜区は、広大な森林面積をかかえる地域特性、林業振興や災害対応に的確に対応するため、単独区とする。 ◇天竜区以外は、予算等を踏まえ人口バランスのみならず区面積も考慮する。 ・現行の北区から住民意識を尊重して一部地区を除いた地域を一つの区。 ・副都心機能の拡大を図るため浜北区と東区、それに中区一部地区と南区の一部地区を加えた区。 ・それ以外の地域を一つとした区。 <p>※地域インフラ整備や災害対応に配慮するため、区役所と土木整備事務所を併設させ、特に南土木整備事務所の管轄範囲が大きいことから管轄範囲を適正な範囲とすることを基本とする。なお、天竜区以外の区の人口バランスの均衡に配慮している。</p>
No.10 4区 	複合	<p>◇中核市程度の人口規模とバランスを確保しつつ、区政運営については権限を強化するとともに、将来の姿を見据え、人口減少下においても人口バランスを保つことが必要であり、そこに配慮をして分割する。現状よりも区数が少なくなることで統一感が保ちやすい。</p> <p>（メリット）区域内の拡大により開かれた人口交流やその地域を身近に感じる機会の拡大などにも期待ができ、区域内での事業施策（土木など）の優先度、繋がりなどがある。</p>
No.11 4区 	単独	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性や地形・面積を考慮して天竜区を単独区とする。 ・都心の中区を中心とした地域を都市型の区とする。 ・副都心の浜北区を中心とした地域を都市型の区とする。 ・浜名湖を中心とした観光・歴史資源の繋がりや農林水産資源を有する環浜名湖地域を一つの区とする。 <p>（メリット）各区の地域特性を生かしたまちづくりが可能で、人口・面積ともバランスが取れる。</p>
No.12 5区 	単独	<p>◇住民投票結果を尊重した区割を基本とし、現状を希望する4区の人口と現状を見直す1区との人口バランスを均衡させることにより発言力のバランスを図る。</p> <p>◇都心や副都心等より遠い地域は現行の行政区とし、これに権限を与えることで不利益を最小にする。</p> <p>（メリット）現行区が多く残ることにより、区再編での市民への負担が軽減されるとともに、合併後に醸成された区の特徴も継承できる。</p> <p>（デメリット）効率性に課題が残る。</p>
No.13 5区 	単独	<p>◇地域特性や地形・面積を考慮して天竜区を単独区とし、その他は環浜名湖地域と人口バランス均衡を意識した区割とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環浜名湖地域を一つの区とする。 ・副都心に位置付けられた浜北区と東区の一部地区を合わせ副都心機能の拡大を図る区とする。 ・南区と東区の一部地区を一つの区とし、なるべく中学校区の一部解消を図る。 ・中区と北区の一部地区を一つの区とする。 <p>（デメリット）効率性に課題が残る。</p>

区割り案のたたき台

No.	天竜区	評価・コメント等
No.2 2区 	単独	<ul style="list-style-type: none"> ・天竜区については、広大な森林面積をかかえる地域特性、林業振興や災害対応に的確に対応するため、特異性が発揮できる単独区とし、人口や面積のアンバランスに対応した政策を重点的に行うとともに、住民自治を担保する。 ・天竜区以外の市域は一つとし、校区や連合自治会の分断はなく、地域コミュニティを核としたまちづくりを進める。 <p>※天竜区民の意識、天竜区以外が一つとなることの心理的な理解の浸透に相当の配慮が必要となることが予想される。</p>
No.3 2区 	複合	<ul style="list-style-type: none"> ・再編の効果を最大に発揮する最小区の2区とする。 <p>(メリット) 浜北副都心を中心として、新東名・国道362号・天浜線・西鹿島線での移動や沿線活用が共有できる。</p> <p>また、中山間地を含む北部地域は、農林業・交通・工業地帯などの地域課題を共有することができる。</p> <p>※旧浜松市との協働センターの在り方の違いを考慮する必要がある。</p>
No.6 3区 	単独	<ul style="list-style-type: none"> ・天竜区については、広大な森林面積をかかえる地域特性、林業振興や災害対応に的確に対応するため、特異性が発揮できる単独区とする。 ・環浜名湖地域として農林水産業・観光等の振興を図るため、北区の一部地区と西区により構成する地域を一つの区とする。 ・都心機能と副都心機能を相乗効果的に発揮させることができる市街地(市街化区域)と郊外地(市街化調整区域)から構成する地域を一つの区とする。 <p>※旧浜松市との協働センターの在り方の違いを考慮する必要がある。</p> <p>※No.7と考え方は等しいが、天竜区と浜北区の合区か否かの差である。</p>
No.7 3区 	複合	<ul style="list-style-type: none"> ・天竜区については、副都心に位置付けられた浜北区と合わせる区とする。 ・天竜区以外は、「環浜名湖地域として北区の一部地区と西区で観光振興や農林水産業振興を目指す区」、「都心エリアを中心に北区の一部地区を民意を尊重し加えた地域を一つの区」とする。 <p>※No.6と考え方は等しいが、天竜区と浜北区の合区か否かの差である。</p>
No.10 4区 	複合	<p>◇中核市程度の人口規模とバランスを確保しつつ、区政運営については権限を強化するとともに、将来の姿を見据え、人口減少下においても人口バランスを保つことが必要であり、そこに配慮をして分割する。現状よりも区数が少なくなることで統一感が保ちやすい。</p> <p>(メリット) 区域内の拡大により開かれた人口交流やその地域を身近に感じる機会の拡大などにも期待ができ、区域内での事業施策(土木など)の優先度、繋がりなどがある。</p>
No.11 4区 	単独	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性や地形・面積を考慮して天竜区を単独区とする。 ・都心の中区を中心とした地域を都市型の区とする。 ・副都心の浜北区を中心とした地域を都市型の区とする。 ・浜名湖を中心とした観光・歴史資源の繋がりがりや農林水産資源を有する環浜名湖地域を一つの区とする。 <p>(メリット) 各区の地域特性を生かしたまちづくりが可能で、人口・面積ともバランスが取れる。</p>

第9号様式

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	令和3年度浜北区区政運営方針について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	浜北区区政運営方針とは、区民の皆様とともに地域の課題を解決し、市民サービスの向上や暮らしやすい地域づくりを進めるために、区長が区政運営の基本的な方針、区の実施課題等を毎年度区民のみなさまに公表するものです。				
対象の区協議会	浜北区協議会				
内 容	別紙のとおり				
備 考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)					
担当課	浜北区区振興課	担当者	大林 克彦	電話	053-585-1141

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和3年度 浜北区区政運営方針



万葉の森公園(万葉まつりの様子)

令和3年4月 浜松市浜北区役所

区政運営方針とは

「区政運営方針」は、区長が毎年度、区行政運営にあたっての基本的な方針を策定し公表するものです。区の課題や要望を踏まえ、市民サービスや市民生活の向上を図るために、重点的に取り組む業務や事業を区民の皆さまにお知らせするものです。



浜北区の将来像

副都心 夢人集う 浜北区

～夢をはぐくむみどり豊かな住環境を形成するまちを目指します～

魅力ある副都心の形成や歴史・文化を活かした万葉のまちづくりなど、区の個性発揮に向けた施策をはじめ、環境保全や地場産業の振興に取組み、“住みたい”と感じられる、夢をはぐくむ、みどり豊かな住環境の形成を目指します。

令和3年度の基本姿勢

- 区民の皆さまと、魅力ある副都心にふさわしいまちづくりを進めます
- 区民の皆さまの声に応え、住みよいまちづくりに努めます
- 地域の窓口として、わかりやすい説明、親切でていねいな対応をします

令和3年度の取り組みの柱

- (1)安全で住みよいまちづくりの推進
- (2)人と地域がつながる、元気なまちづくりの推進
- (3)地域文化を活かした、魅力あるまちづくりの推進

令和3年度の主な取り組み事業

浜北区役所が行う主な事業

(1)安全で住みよいまちづくりの推進

◆地域防災計画整備事業・市民防災意識啓発事業【区振興課】

土砂災害警戒区域へのハザードマップ配布による避難体制の整備を行います。また、出前講座を実施し、マイ・タイムライン(*)の普及をはじめとした、防災意識の普及・啓発を行います。

* マイ・タイムライン

河川の氾濫が起きそうな時に、余裕をもって逃げるために事前に考えておく、一人ひとりの生活に合ったオリジナルの避難行動計画。



市ホームページに掲載されているマイ・タイムラインの事例

◆防犯灯設置維持管理助成事業(補助金)【区振興課】

夜間における犯罪の防止及び交通の安全を図るため、自治会が設置、維持管理する防犯灯に対して助成します。

◆交通安全意識向上を目的とした啓発事業【まちづくり推進課】

各季交通安全運動にあわせ街頭広報や啓発品の配布などを実施し、ドライバー及び歩行者等へ交通安全の意識づけや注意喚起を促し、交通事故の防止を図ります。

(2)人と地域がつながる、元気なまちづくりの推進

◆区協議会運営事業【区振興課】

区協議会を設置・運営して、区民をはじめ、自治会、各種団体などからの多様な声を市や浜北区の政策に反映させます。



令和2年度の浜北区協議会

◆協働センターを核とした地域課題解決事業【まちづくり推進課】

住みよい地域づくりを進めるため、区役所及び各協働センターに配置されたコミュニティ担当職員が、市民協働・コミュニティづくりに対しての啓発や地域活動などへのサポートを通じ、地域の課題解決、活性化に取り組みます。

◆市民提案による住みよい地域づくり助成事業【区振興課】

住みよい地域を実現するため、団体からの提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し助成します。



令和2年度に実施した地域力向上事業「はまきた駅前なゆた朝市」

(3)地域文化を活かした、魅力あるまちづくりの推進

◆遠州はまきた飛竜まつり開催事業【まちづくり推進課】

浜北区の一大イベントとして、市民がともに楽しみ、互いに親睦と連帯感の高揚を図り、郷土愛を育むとともに地域産業の活性化と地域文化の創造を目的として開催する遠州はまきた飛竜まつりに係る警備、会場設営などに対する経費を負担します。

(令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大予防のため開催未定)



遠州はまきた飛竜まつり

◆浜北万葉まつり開催事業【まちづくり推進課】

浜北区とゆかりのある「万葉集」とその時代の文化に親んでもらうとともに、万葉の森公園を万葉文化の情報発信拠点として PR し、特色のある地域づくりや万葉文化を継承するため、万葉まつりと関連イベントを開催します。



浜北万葉まつり

◆地域力向上事業(区民活動・文化振興事業)

【まちづくり推進課】

地域の活性化や文化振興のため、市民協働の視点を取り入れて、はまきたグリーンフェスタ(令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)、浜北産業祭、浜北植木まつり開催に係る経費を一部負担するとともに、浜北区市民文化祭などを実施します。



はまきたグリーンフェスタ



浜北産業祭



浜北植木まつり



浜北区市民文化祭

※記載したイベントなどの事業については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施が取り止めになる場合があります。

浜北区における本市の主要事業

防災・消防

◆災害情報伝達手段整備事業【危機管理課】

災害時の避難情報等を迅速かつ確実に市民へ伝達するため、デジタル同報無線野外スピーカーの運用を開始するとともに、浜松市防災ホットメールで情報発信します。また、携帯電話を持たない高齢者のみの世帯や、携帯電話の電波が届かない(又は入りにくい)世帯を対象に個別受信機を無償貸与します。



デジタル同報無線屋外スピーカー

◆浜北第3分団庁舎・北浜小学校放課後児童会の複合施設建設事業【消防総務課】

浜北第3分団庁舎を北浜小学校体育館東側に移転し、同校の放課後児童会施設としても利用可能な県内初の複合施設として一体的に整備することで、浜北第3分団庁舎の機能強化を図ります。(事業期間: 令和2~4年度)

住まい・くらし

◆浜北中央北地区の整備【市街地整備課】

浜松赤十字病院、ふれあい交流センター浜北などの医療・福祉を中心とした、より暮らしやすい住環境の創出を図るため、都市計画道路本通り線及び小林駅前線(駅前広場含む)の整備や土地区画整理組合の支援を行います。

◆浜北文化センター劣化調査及び修繕計画の策定【創造都市・文化振興課】

浜北文化センターが建設から40年を迎えることから、大規模修繕を計画的に行うため劣化調査及び修繕計画の策定を実施します。

◆協働センター等 Wi-Fi 整備事業【デジタル・スマートシティ推進事業本部】

コロナ禍においても市民団体等が活動しやすい環境を提供するため、市民協働センターの各館1会議室に、オンライン会議や講座等が開催できるWi-Fiルーターを整備します。

子育て・教育・福祉

◆コミュニティ・スクール推進事業【教育総務課】

「地域とともにある学校づくり」を進めるため、学校・家庭・地域が連携して学校運営に取り組むコミュニティ・スクール(学校運営協議会の設置)を推進します。(令和3年度は、北浜北小、内野小、伎倍小、北浜東小、北浜東部中で新規導入)

◆(再掲)浜北第3分団庁舎・北浜小学校放課後児童会の複合施設建設事業【教育総務課】

浜北第3分団庁舎を北浜小学校体育館東側に移転し、同校の放課後児童会施設としても利用可能な県内初の複合施設として一体的に整備することで、放課後児童会の待機児童解消を図ります。(事業期間: 令和2~3年度、定員: 80人)

◆北浜北小学校放課後児童会施設整備事業【教育総務課】

学校内に専用施設を整備することにより、北浜北小学校の放課後児童会の定員を拡大し、待機児童の解消を図ります。(50人定員増予定：R3年度110人、R4年度160人)

道路・河川

◆道路整備・維持修繕事業【東・浜北土木整備事務所】

基幹道路を計画的に整備するとともに道路施設の長寿命化を図るため、橋梁や舗装の修繕を行います。

- ★①一般県道 細江浜北線(雷神橋)：道路改良工事、測量設計
- ★②都市計画道路 美茵線：道路改良工事
- ★③主要地方道 天竜浜松線(第3工区)：測量設計
- ★④主要地方道 浜北袋井線(浜北大橋)外：橋梁修繕工事、橋梁耐震補強工事、舗装修繕工事



一般県道 細江浜北線(雷神橋)

◆交通安全施設等整備・修繕事業【東・浜北土木整備事務所】

国道道・市道の交通安全対策として、道路改良工事などを行います。

- ★⑤主要地方道 浜北三ヶ日線(宮口)外：測量設計

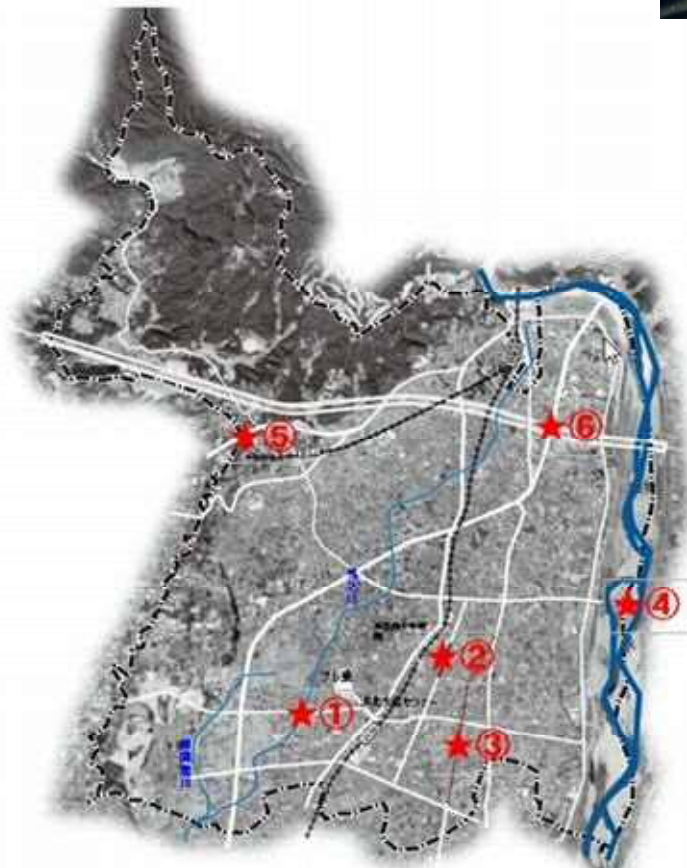


道路冠水発生箇所(中瀬地区)

◆河川改良・維持修繕事業【東・浜北土木整備事務所】

集中豪雨などによる浸水被害から市民生活を守るため、浚渫などを行います。

- ★⑥中瀬地区排水対策外：河川・排水路改良工事、測量設計



浜北区の経営資源

令和3年度の区の経営に資する資源（組織、予算概要、職員数）について紹介します。

◆浜北区の組織

区振興課
防災、住居表示、情報公開、選挙、財産管理、財産区、区内の総合調整、広報、区協議会、地域力向上事業、市民協働、予算、決算、統計、文書管理など
区民生活課
戸籍、住民異動、印鑑登録、マイナンバーカード、各種証明発行、旅券、斎場、税務証明、原動機付自転車・小型特殊自動車の標識、納税、市税に関する一部申告書・届出書の受理など
まちづくり推進課
地域振興事業、緑化推進、公共交通、交通安全対策、環境美化、生涯学習、文化・スポーツ振興、協働センターなど
社会福祉課
地域福祉、児童福祉、教育・保育施設、母子福祉、生活保護、障害福祉、児童家庭相談、女性相談、教育相談など
長寿保険課
高齢者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金など
健康づくり課
地域保健、母子保健、成人保健、歯科保健、栄養指導、予防接種など

◆公の施設の所管

区振興課	染地台多目的広場
区民生活課	浜北斎場
まちづくり推進課	【スポーツ施設】 浜北総合体育館(サーラグリーンアリーナ) 浜北温水プール(サーラグリーンアクア) 浜北平口サッカー場(サーラグリーンフィールド) 浜北体育館 浜北武道館 高園ゲートボール場 サンライフ浜北 天竜川運動公園 明神池運動公園(野球場 庭球場) 梶池緑地(多目的広場) 御馬ヶ池緑地(多目的広場 庭球場) 天竜川大平運動公園(多目的広場 庭球場 ゲートボール場) 【文化施設】 浜北文化センター 市民ミュージアム浜北 なゆた・浜北 万葉の森公園 【観光施設】 浜北温泉施設あらたまの湯
社会福祉課	浜北社会福祉会館
長寿保険課	ふれあい交流センター浜北
健康づくり課	浜北保健センター

◆予算概要

項目		令和2年度当初予算		令和3年度当初予算	
		区役所費 (千円)	本庁からの配当 (千円)	区役所費 (千円)	本庁からの配当 (千円)
事業費計		258,717	2,633,363	230,966	2,425,445
一般会計		258,717	2,497,118	230,966	2,290,664
特別会計	国民健康保険事業特別会計	—	424	—	384
	介護保険事業特別会計	—	135,220	—	133,787
	後期高齢者医療事業特別会計	—	601	—	610

◆人件費

項目	令和2年度		令和3年度	
	職員数(人)	金額(千円)	職員数(人)	金額(千円)
人件費	195	1,113,868	197	1,101,314

(令和2年度—令和2年4月1日現在、令和3年度—令和3年4月1日現在)

◆職員数

項目	令和2年度	令和3年度
区長、副区長	2	2
区振興課	27	26
区民生活課	30	33
まちづくり推進課	51	52
社会福祉課	33	32
長寿保険課	28	28
健康づくり課	24	24
計	195	197

(令和2年度—令和2年4月1日現在、令和3年度—令和3年4月1日現在)

◆浜北区の概要

面積(km ²)	66.50
人口(人)	99,996
世帯数	38,425
自治会数	67

(令和3年4月1日現在)

各課の取組み目標

課名	課の取組目標	指標
区振興課	区協議会、地域力向上事業などを通じて、区民の皆さまの意見を反映し、市民協働による住みよい地域づくりを推進します。	令和3年度地域力向上事業採用件数20件以上 (令和2年度/9件)
	自主防災組織と連携し、地域の防災リーダーの育成を図ります。また、防災訓練、地域防災訓練を踏まえて、職員、住民への防災意識の向上を図ります。特に出前講座による啓発活動に積極的に取り組みます。	自主防災隊連合会のモデル地区への講座(DIG訓練)9地区実施、出前講座(起震車体験含む)16回(9地区)以上 (令和2年度/12回)
	区政情報をはじめ、地域に密着した情報を発信します。	SNSの活用や新聞などへの掲載依頼により、区の情報発信の充実を図る (令和2年度/SNS活用2件、新聞掲載依頼10件)
区民生活課	住民基本台帳や戸籍など各種届出受付や証明書及びマイナンバーカードの交付手続きを適正・迅速に行うとともに、わかりやすい説明と親切・丁寧な対応に努めます。	「市民への約束」評価満足度80%以上 (令和2年度/満足度81%)
まちづくり推進課	生涯学習、文化及びスポーツの振興を図るため、各種団体との連携・協働を図り、地域の特色を活かしたまちづくりを推進します。	4協働センター利用率60%以上 (令和2年度3月1日現在/利用率51.8%)
	「交通事故ワースト1」から抜け出すため、交通安全協会や交通安全指導員会などの関係団体と連携し、交差点や商業施設での啓発活動、小学校での交通安全教室、高齢者の事故防止対策などの交通安全活動に積極的に取り組みます。	啓発活動130回以上、区内交通死亡事故ゼロ (令和2年度/啓発:95回、死亡事故:3件)
社会福祉課	来客者の目線に立ったわかりやすい説明をするよう努めます。	各手当等の名称を、市民にわかりやすい言葉に置き換えた「置き換え表」を作成し、置き換え言葉を使って接客する
	教育・保育施設の提供や子育て世代の経済的負担を軽減するなど、安心して子育てができるよう支援します。	児童手当現況届提出率100% (令和2年度/99.83%)
長寿保険課	来庁されたすべてのお客様に安心感を与え、満足してもらえるよう、お客様目線でのさわやかな対応を心掛けます。(笑顔とやさしい言葉づかい)	「市民への約束」-お客様の目線・立場に立って対応する-において、「満足」の回答率90%以上 (令和2年度/87.5%)
	高齢者の皆さまが安心して暮らせるよう見守り支援に取り組むとともに、相談者の気持ちを理解し、丁寧な対応に努めます。	見守り支援を継続して行なうなかで、相談の都度、迅速かつ適切に対応する
健康づくり課	区民のさらなる健康寿命延伸を図るため、青年期・壮年期のうちから生活習慣病やフレイル予防(*)に関心をもてるよう、啓発月間や地域の健康教育等の機会を活用して周知します。安心して子育てができるよう、家庭訪問や相談等を通じて、保護者や乳幼児への切れ目のない支援を行います。 *フレイル予防 加齢に伴い身体の予備能力が低下し、健康障害をおこしやすくなった状態(フレイル)を予防もしくは早期に発見し、要介護状態にならないよう、生活機能の維持・向上を図ること。	啓発者数、延べ1,500人 (令和2年度/1,225人) こんにちは赤ちゃん訪問率100% (令和元年度/96.8%) ※令和2年度実績は4月末確定

万葉集 浜松ゆかりの歌（浜北区関連 4首）

わが妻は いたく恋ひらし 飲む水に 影さへ見えて 世に忘れず

（大意）わが妻は、ひどく恋焦がれているに違いない。飲む水に面影さえたってどうしても忘れられない

（作者）主帳丁（ふみひとのまぼろ） 鹿玉郡 若倭部身麻呂（わかやまとべのみまる）

（作品）巻20 4322

あらたまの 伎戸が竹垣 編目ゆも 妹し見えなば われ恋ひめやも

（大意）鹿玉の伎倍の家のあの竹垣の網目（ほんのわずかな隙間）からでも、いどしいあなたの姿が見さえしたら、なんで私がこんなに恋になやみましようか

（作者）未詳

（作品）巻11 2530

あらたまの 伎倍の林に 汝を立てて 行きかつましじ 寝を先立たね

（大意）鹿玉の伎倍の林に、お前を立てて待たせながら、今夜は行けそうにありません。先に寝てください。

（作者）未詳

（作品）巻14 3353

万葉の森公園の歌碑

伎倍人の 斑 衾に 綿さはだ 入りなましもの 妹が小床に

（大意）伎倍人の斑の染められた夜具に綿がたくさん入っているように、自分も入れば良かったのに。妹の寝床に。

（作者）未詳

（作品）巻14 3354

◆令和3年度浜北区区政運営方針

問い合わせ 浜松市浜北区役所区振興課

〒434-8550 浜松市浜北区貴布祢 3000 番地（なゆた・浜北内）

☎ 053-585-1141 FAX 053-587-3127

E-mail hk-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

※浜北区の情報は、

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ward/hamakitaku/index.html>